

盛土等は事前に許可が必要です

- ◎ 令和5年5月26日に「宅地造成等規制法（通称：旧宅造法）」が抜本的に改正され、「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」が施行されました。
- ◎ 盛土規制法では、一定規模以上の「盛土」・「切土」・一時的な「土石の堆積」に関する工事が規制されます。
- ◎ 岐阜市では、令和7年4月1日より、次のとおり運用（規制）を行っております。

1 市全域を「宅地造成等工事規制区域」※1・2に指定

- ※1) 市内に「特定盛土等規制区域」・「造成宅地防災区域」の指定はありません。
- ※2) 運用開始に伴い、旧宅造法に基づく「宅地造成工事規制区域」は廃止されています。

2 一定規模以上の盛土等は、許可が必要

- ※3) 「盛土」・「切土」・一時的な「土石の堆積」をいいます。



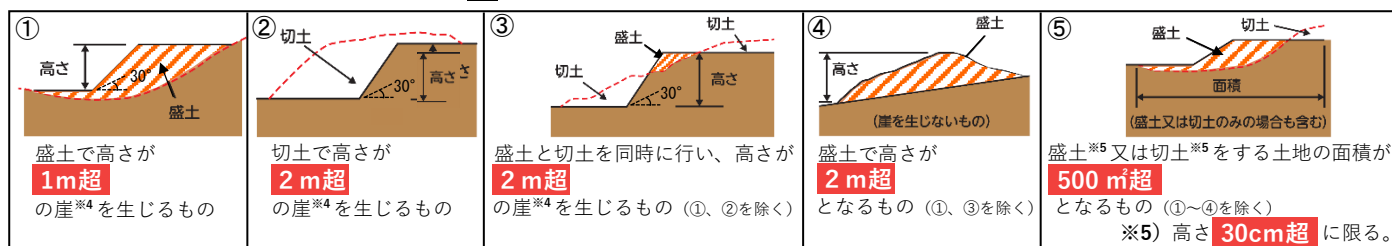
[参照]

許可対象

許可対象

■土地の形質変更（盛土・切土）

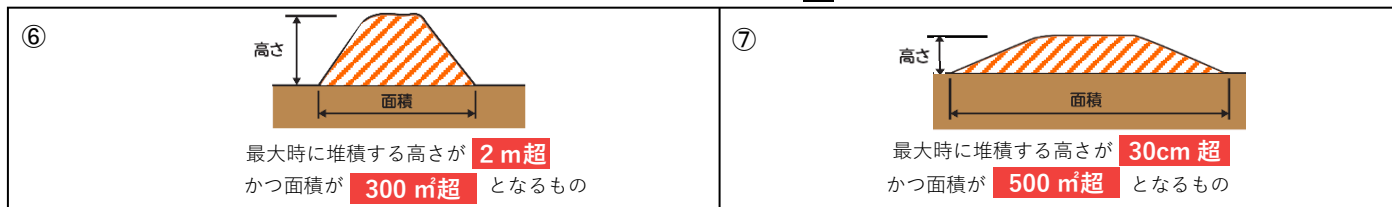
例 宅地・駐車場・資材置場の造成、太陽光発電施設設置、田畑転換 等



※4) 「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

■土石の堆積（一時的なものに限る）

例 土石のストックヤードにおける仮置き 等



図の出典：国土交通省・農林水産省・林野庁、「盛土規制法パンフレット（事業者用）」を一部加工 (<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html>)

お問い合わせ先

岐阜市 まちづくり推進部 開発・盛土指導課 盛土指導係

[所在地] 〒500-8701 岐阜市司町40番地1（庁舎17階）

[TEL] 058-214-4509（課直通）

[HP] <https://www.city.gifu.lg.jp/info/machizukuri/1008055/1025292/index.html>



よくある質問と回答(Q & A)

<全般について>

Q1 自分の土地が規制区域に入ったが、何か手続きは必要ですか。

盛土・切土や擁壁などの工事を行わない限り、特に手続きは必要ありません。

ただし、規制区域内においては、「許可対象」の盛土等が行われた土地を常時安全な状態に維持する努力義務が土地所有者等に課せられますので、自分の土地の盛土等が周囲に危険を及ぼさないよう**注意が必要**です。

Q2 適用除外（許可不要）となる工事等がありますか。

以下に該当する場合等は適用除外（許可不要）です。

- ◎ 道路・公園・河川などの公共施設用地内で行われる工事
- ◎ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積で、「当該工事に使用する土石」・「当該工事で発生した土石」を、「当該工事の現場」・「その付近」に堆積するもの
- ◎ 農地で行われる通常の営農行為 等

⇒詳細は[岐阜市盛土等許可申請の手引き](#) [本編] P1-108 を参照

Q3 農地において、「ほ場管理のための耕起」・「けい畔の新設」等を行う場合は、適用除外となりますか。

農業委員会事務局に事前相談を行い、通常の「営農行為」の範疇に含まれるか否か確認してください。

Q4 無許可で盛土等を行うと、どうなりますか。

悪質な場合は罰則（「個人：最大 1,000 万円以下・懲役 3 年以下」・「法人：最大 3 億円以下」）の対象です。

<許可申請等について>

Q5 申請者本人が、書類を作成して申請することは可能ですか。

可能です。

ただし、「盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 ㎡を超える土地における排水施設の設置」・「高さが 5m を超える擁壁の設置」を行う場合は、**設計者の資格が必要**となります。（政令第 21 条）

なお、許可申請図書には「専門的な知識・技術を要するものが含まれること」等から、**開発許可・旧宅造許可分野の申請手続きを専門とする行政書士等**に依頼すると申請手続きが効率的に進められます。

⇒詳細は[岐阜市盛土等許可申請の手引き](#) [本編] P1-314 を参照

Q6 許可申請時に、他法令許可等の写しを添付する必要はありますか。

添付は**不要**です。

ただし、許可申請に先立ち、**関係法令等を確認**し、許可等が必要な場合、所定の手続きを行ってください。

⇒詳細は[岐阜市盛土等許可申請の手引き](#) [本編] P1-302 を参照

Q7 検査済証の交付前に、建築工事を着工してもよいですか。

盛土規制法では、検査済証交付前における建築工事の着手を**制限していません**。

ただし、「完了検査に伴う現場確認・是正対応」等、手続きで支障が生じる可能性もあるため**注意が必要**です。

<建築確認申請について>

Q8 住宅の建築にあたり、許可申請を予定していますが、建築確認申請はいつ行えますか。

建築確認申請の提出時期については、建築確認申請の提出先である**指定確認検査機関と調整**を行ってください。

Q9 指定確認検査機関へ建築確認申請を行う際、許可不要の適合証明書は必要ですか。

指定確認検査機関による判断となりますので、指定確認検査機関にお尋ねください。

適合証明書が必要な場合、申請から証明書発行まで**数週間**を要しますので、注意してください。また、「**宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に係る許可要否の判断チェックシート**」の活用も検討してください。

⇒詳細は[岐阜市盛土等許可申請の手引き](#) [本編] P1-505 を参照